

規制の事前評価書（要旨）

|                |  |   |
|----------------|--|---|
| 法律又は政令の名称      | 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案  |   |
| 規制の名称          | 認定地域脱炭素化促進事業者に対する報告徴収  |   |
| 規制の区分          | 新設   |   |
| 担当部局           | 環境省地球環境局地球温暖化対策課   |   |
| 評価実施時期         | 令和3年2月   |   |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>我が国は、地球温暖化の防止のため、菅総理が所信表明演説で宣言した2050年までのカーボンニュートラル（脱炭素社会）の実現という目標を掲げており、その達成に向けては、脱炭素なエネルギー源である再生可能エネルギーの主力電源化が必要不可欠。しかしながら、再生可能エネルギー事業による立地地域の環境破壊等への地域からの懸念を背景に、再生可能エネルギーの新規導入が十分に進まず、当該目標の達成が困難な状況。こうした課題に対処するため、立地地域との事前の合意形成を促すとともに、地域環境と調和し、地域に貢献する再生可能エネルギーを促進する制度を整備する必要がある。これを踏まえ、再生可能エネルギーの利用による地域の脱炭素化を促進する事業（以下「地域脱炭素化促進事業」という。）の計画・認定制度を新設し、当該事業を行おうとする者について、その者の事業計画が市町村の地方公共団体実行計画に適合する旨の認定を行うことができることとするとともに、当該認定により、当該事業に係る関係法令の適用について特例を講ずることとする。この点、認定地域脱炭素化促進事業計画に従って事業が実施されていない場合は、地域共生の観点から重要な地域の環境保全や地域貢献に係る取組が行われないこと等による地域トラブルにつながるおそれがあり、ひいては地域における再生可能エネルギー導入の阻害による地域の脱炭素化への支障にもつながることから、地域脱炭素化促進事業の実施状況について、計画認定権者である市町村が確実に把握できる仕組みを整える必要がある。これを踏まえ、市町村による地域脱炭素化促進事業計画について市町村長から認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）への当該事業の実施状況に係る報告徴収の規定を措置することとし、その際、罰則を伴う規定とすることで、当該報告徴収の実効性を確保する必要がある。</p> |   |
| 想定される代替案       | 地域脱炭素化促進事業計画の認定制度を導入した上で、認定事業者に対する、事業実施状況に係る罰則を伴う届出制とする手段が考えられる。   |   |
| 直接的な費用の把握      | 要素   | 代替案の場合  |
|                | 遵守費用   | <p>遵守費用は、認定を受けるための申請手続費用や市町村から報告徴収命令を受けた場合において当該報告に係る書類を作成する費用が想定される。</p> |
|                | 行政費  | 事業の実施状況に係る届出の受理等  |

|                   |  |  |
|-------------------|--|--|
| 用                 | 関する法律に基づく指示等に係る事務費用が発生する。  | に係る事務費用が発生する。<br>なお、事業の実施が適切に行われているか否かに関わらず、全ての認定事業者から届出が市町村に到達することにより、当該届出内容の確認や届出不備等があった場合の認定事業者への指導等を行うこととなり多くの費用が発生することも想定される。 |
| 直接的な効果（便益）の把握     | 規制の導入により、認定事業者による適正な事業の実施が確保されることにより、地域の環境保全や地域貢献に資する地域と共生する再生可能エネルギーの導入が促進され、もって地域の脱炭素化の促進に寄与することとなるとともに、CO2削減効果も見込まれる。 | 規制の導入により、認定事業者による適正な事業の実施が確保されることにより、地域の環境保全や地域貢献に資する地域と共生する再生可能エネルギーの導入が促進され、もって地域の脱炭素化の促進に寄与することとなるとともに、CO2削減効果も見込まれる。           |
| 副次的な影響及び波及的な影響の把握 | 副次的な効果として、優良な再生可能エネルギー事業者の増加に寄与し得る。  | 副次的な効果として、優良な再生可能エネルギー事業者の増加に寄与し得る。  |
| 費用と効果（便益）の関係      | 効果（便益）を金銭価値化することは難しいが、地域の脱炭素化の促進への寄与が効果（便益）であるため、明らかに効果（便益）が費用より大きいと考えられ、当該規制を導入することが妥当である。                              |  |
| その他の関連事項          | 当該規制案については、地球温暖化対策の推進に関する制度検討会における4回の検討を経て、令和2年12月25日にとりまとめられた「地球温暖化対策の更なる推進に向けた今後の制度的対応の方向性について」の内容を踏まえて検討・立案している。      |  |
| 事後評価の実施時期等        | 当該規制については、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案原始附則第4条において、令和7年までに施行状況を検討し、及びその結果に基づき必要な措置を講ずる旨が規定されているため、同年までに事後評価を実施する。          |  |
| 備考                | —  |  |